

「栃木県ケアラー支援に関する有識者等意見交換会」設置要領

(趣旨)

第1条 ケアラー支援に関する施策の推進を目的として、栃木県ケアラー支援に関する有識者等意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 意見交換会は、ケアラー（18歳未満を指す「ヤングケアラー」を含む。）の支援に関する施策の検討や推進、その他関連する必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 意見交換会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 当事者団体等の関係者
- (6) その他会長が認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 意見交換会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者（介護の当事者、スクールソーシャルワーカーなど）の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 意見交換会の事務局は、保健福祉部保健福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4(2022)年3月31日から適用する。

この要領は、令和5(2023)年3月27日をもって廃止する。